

第 36 回 年金記録回復委員会 (H24. 6. 26) 議事録

1 日 時 平成 24 年 6 月 26 日 (火) 18:00~20:00

2 場 所 厚生労働省 9 階 省議室

3 出席者

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、
廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、
中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 塚本事業企画課長、中村事業管理課長、尾崎年金記録回復室長

4 議事録

(磯村委員長)

定刻でございますので、第 36 回の年金記録回復委員会を始めたいと思います。今日は、駒村委員が少し遅れてお見えになるということです。

なお、政務三役は社会保障と税の改革法案の審議が終わりました後、まだ国会に残っていらっしゃるようなのでどうなるか分かりませんが、恐らくご欠席ではないかと思えます。

では、予定に従いまして議事の方をよろしく申し上げます。

(尾崎年金記録回復室長)

では、年金記録回復委員会の議事を進めさせていただきたいと思います。本日は、議題(1)から(6)まで用意をさせていただいております。この議題の順番に沿ってご審議をお願いできればと考えております。

最初に(1)の「記録問題の全体構図と本日の議題」です。資料1を見ていただければと思います。まず、お詫び・訂正がございます。資料1の部分ですけれども、赤で書いている部分と黒で書いている部分と2種類あるわけですが、下の<再発防止策>のウ)の部分がございます。「事業主の届出の電子化促進」は、本日の議題の部分と若干関連することがあるということで、本来赤で書くべきところが漏れていた次第です。申し訳ございませんが、再発防止策、ウ)の事業主の届出の電子化促進の部分については、赤ということで訂正をお願いできればと思います。

資料1、全体の構図と本日の議題との関連ですが、上から順番にいきまして、「3) 紙台帳などとコンピュータ記録との突合せによる記録回復」です。こちらは資料5で用

意させていただきます。それから、「4）厚生年金基金記録と国記録との突合せによる記録回復」は資料6でございます。なお、企業年金国民年金基金課長ですが、A I J関係の会議の打ち合わせが入っており本日は欠席ですので、代わりの者をご説明する予定になっております。それから、「5）「気になる記録の確認キャンペーン」の実施」は、資料2です。併せて再発防止策の「ア）ねんきんネットの充実」も資料2です。一番下の関連事項の「ウ）本社管理方式の促進」と「エ）適用事業所の企業単位把握」の部分につきましては、先ほどの再発防止策の「ウ）事業主の届出の電子化促進」と合わせて、資料3・資料4の部分との関連という形です。

事務局の方から、資料1の関連事項の一番下、「オ）機構における事務処理誤り対応」の部分について、お詫びとご連絡がございますが、その前に資料1全体をご覧ください。これまで、年金記録問題に関しまして、委員の皆様方のご指導、ご協力によりご審議いただいたということで、〈済〉という印をかなり多くの事項に付けさせていただいている状況です。来月には中間総括などを行うような状況にもなってきました。そうした中で、磯村委員長あるいは各委員からのご指導等もございまして、一番下の関連事項の部分についてもさらに力を入れるべきだということで、これまで検討会、委員会でもご審議いただき、本日はウ）とエ）の部分についてのご審議を進めさせていただくことになったわけです。オ）の事務処理誤りへの対応につきましても昨年来、数回に亘り検討会でもご審議いただき、また前回の委員会におきましても、磯村委員長から6月の委員会、本日の委員会になりますが、必要な資料の準備を急ぐようご指示をいただいたところでございます。それを受けまして、日本年金機構・年金局で資料の整理等を行ってきたわけですが、ご案内の通り資料の準備が間に合わなかったということで、委員長のご指示や委員の皆様方のこれまでのご指摘等を踏まえた対応が本日はできなかったということで、深くお詫びを申し上げさせていただきたいと思っております。

この事務処理誤りに関しては、引き続き検討会等でご議論をいただいた上で、できるだけ早く整理作業を進めていく予定でございます。まずは来月の実務検討会でご審議いただけるように日本年金機構に指示しております。間に合わない可能性もございますが、できるだけ次回、来月の委員会でご審議いただけるよう対応してまいりますので、よろしく願いできればと思っております。

以上が資料1の関連部分についてのご説明でございます。よろしく願いいたします。

（磯村委員長）

ありがとうございました。何か資料1について、ご質問やご意見はございますか。ございませんようでしたら、ただ今の事務局の事務処理誤りの説明に関しまして、私の方から一言申し上げたいと思っております。

今お話がございましたように、事務処理誤りの対応は、昨年末にこの委員会でいろいろお願いをしてから、もう既に半年以上が経っておりますし、また日本年金機構では、

紀陸理事長の年頭訓辞の中でも今年の最重要課題として取り上げられているところでございます。申すまでもなく、正確な事務処理というのは機構の命であるはずでございます。一方、年間約2千件前後の事務処理誤りが減少する気配はまだ見られておりません。そうした状況にもかかわらず、まだ具体策が示されていないというのは困ったこととございまして、それによって困るのは機構の現場でございます。機構の現場が困るといことは、ひいてはお客様がお困りになるわけです。この辺を肝に銘じて年金局と機構が連携を密にして、次回以降、早急な改善策をぜひお示しいただきたいと思っております。

この点につきまして、年金局の担当課長さん、あるいは機構の理事長さんから特にご発言がございましたらお願いをしたいのですが、いかがですか。

(中村事業管理課長)

事業管理課長でございます。今いただきましたご指摘を踏まえてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

(日本年金機構松田理事)

日本年金機構でも、年金局ともよく協議をしながら整理を進めたいと思っております。

(磯村委員長)

ということでございますが、委員の皆さん、そのようなことでよろしいですか。では、よろしく願いいたします。

(尾崎年金記録回復室長)

続きまして議題の2番目に入らせていただきたいと思います。資料2の「気になる記録の確認キャンペーンの全体像」ということで、日本年金機構伊原部長よりご説明をよろしく願います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料2に基づきまして、ご説明したいと思います。気になる記録の確認キャンペーンにつきましては、年金記録回復委員会でも何度かご紹介させていただいておりますが、本日はその全体像につきまして、中間総括に先立ちましてご説明させていただきたいと思います。併せて、特にこのキャンペーンの対象になる未統合記録の分析を行いましたので、それについてもご報告させていただきたいと思っております。

まずはキャンペーンについてです。趣旨ということで、記録問題については今までねんきん特別便などをお送りして記録の確認をお願いしてきたところですが、併せて紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業を行っております。残念ながら、それでもまだ多数の持ち主不明の記録が残っています。

そこで、こうした手掛かりの掴めない記録につきましては、日本年金機構なり年金局の方で調査を行ってもなかなか持ち主が見つからないものにつきましては、ご本人からお心当たりの記憶を申し出ていただくことが必要になってまいります。そこで来年の1月を目途に、漏れや誤りが気になる方について記録の確認をしていく、そういうキャンペーンを展開したいと考えております。

キャンペーンの内容は大きく3つあります。1つは、ねんきんネットで未統合記録をご自宅で検索できるようにすることです。2つ目が一般の方々の中で、記録の漏れや誤りが気になるという方々に、チェックリストのようなパンフレットをお配りし、ご自宅で記録を打ち出していただくなりしてチェックしていただく、こういう呼び掛けをしていこうというものです。3番目は、現在モデル事業を実施しておりますが、市区町村の福祉の現場で、生活でお困りの高齢者の方を対象に年金記録の発見のサポートをしております。大きくこの3つの内容で展開したいと考えております。併せて備考にございますが、厚生年金基金から年金を受けていた方などの厚生年金基金記録につきましても、既にお亡くなりなられている方についてはなかなか突合せまで手が回りませんので、ご遺族等の申し出を受けコンピュータ記録の突合せも行う、このようなこともこのキャンペーンの中に位置付けていきたいと考えております。

資料2ページです。具体的にどのような周知・広報をしていくのかということになりますが、個別周知ということでお一人お一人受給者・待機者の方につきましては、来年1月を目途にねんきんネットを使うためのアクセスキーなどをお送りしたいと思っており、その一環としてこのキャンペーンの内容を周知したいと考えております。受給者の方に関しては、来年お送りする年金額改定通知書や振込通知書を通じた周知も併せて行いたいと考えております。また、現役の方については、来年度のねんきん定期便でご案内をしていこうと考えております。

一般の広報として、事業主への納入告知書にパンフレットを同封し、日本年金機構や厚生労働省のホームページでもご案内を掲載します。また、資料の下に記載してございますが、関係団体のホームページから日本年金機構や厚生労働省のご案内ページへのリンクも検討し、国の広報、市区町村の広報、こういうものも取り組んでいきたいと考えております。

それから、関係団体とはこれから個別にご相談してまいりたいと考えておりますが、福祉関係、年金関係、社会保険労務士会なども含めてご協力をお願いしたいと考えております。経済団体、労働組合、金融関係などは年金のご相談やご案内などをする機会が多いと思いますので、そうした団体に、こうした事業を行なっているというPRを進めていきたいと考えております。

キャンペーンのスケジュールですが、現在、キャンペーンの試行的実施を市町村、都道府県福祉事務所、年金事務所で実施しております。試行の結果を踏まえ、実施マニュアルをもう一度整理し直し、10月秋から関係方面への協力依頼をしていきたいと思っ

ており、来年の1月にはキャンペーンを開始していくというように考えております。

キャンペーンの中身について3つございますが、簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。まず1つ目が、ねんきんネットでの未統合記録の検索です。5,095万件ある未統合記録のうち約1,600万件は統合されました。まだ統合されていないものが約3,500万件ございますので、この3,500万件に関して、お名前・生年月日・性別をご自宅で入力していただければ検索できるようにしたいと考えております。ただし、同姓同名の方や同じ生年月日の方などがいらっしゃいますので、この検索では具体的に記録を開示するのではなく、こうした3つの項目を入れると、これと同一する情報があるかないかだけをご案内するというようにしております。一致した情報がある場合にはさらに追加的な情報として、厚生年金の記録であれば事業所名を入れていただく、あるいは国民年金であれば市町村名を入力していただく、というように考えております。この事業所名については、屋号とかいろいろな形で頭に入っておられることがあると思っております。日本年金機構が保有している情報にはそういうものと違う正式な会社の名前で登録されている場合もあると思っておりますので、未統合記録3,500万件に対応する140万社を検索できる形で準備したいと考えております。このように該当する年金制度の情報を入力していただき「ねんきんネット」で確認結果をプリントアウトしていただいて、年金事務所や街角の年金相談センターに持ってきていただき、そこで具体的な年金記録の確認をする、こういうイメージです。資料の5ページですが、事業所名につきましても140万社ございますので、都道府県別、50音別で表示できるように、例えば東京都で「あ」で始まる事業所が上から表示されるとか、そのような形でご自身が昔勤めていた会社名を探していただくことを可能にしたいと考えております。

それから、資料6ページ、7ページの「年金記録の持ち主を探しています」ですが、これはA3の形でチェックリストのような形になっております。特に7ページは左側にご自身の年金記録を置いていただきます。この資料では白黒ですけれども「ねんきんネット」では未加入のところは赤で表示されるようになっております。その未加入のところについて、右側のチェックリストでご確認いただき、1か所でもチェックが入りますと記録に漏れなどがある蓋然性が高くなりますので、6ページの左側にあるメモの欄にお心当たりを書いていただき、年金事務所に持ってきていただきます。ちなみに、その下のところに「年金記録がお手元がないときには」という欄がございますが、例えばご自宅で「ねんきんネット」で打ち出すことができない場合や、あるいはねんきん定期便などを既に失くしてしまったという方については2番のところがございますが、専用ダイヤルにお電話していただければ年金記録をお送りする、という形で記録を提供できるようにしたいと考えております。このようなことを準備して、1月以降、気になる記録がある方には、ぜひこうしたチェックをお願いしたいと考えております。

8ページの別紙3です。市区町村におけるねんきん記録発見支援事業です。現役世代に比べ高齢者の方の場合はまだ統合が進んでおりません。従いまして具体的には8ペー

ジの下の2番、「生活にお困りの高齢者を対象とした年金記録発見支援モデル事業」といっておりますが、市区町村の協力を得て生活保護の相談窓口などで、実際にご本人の年金記録をねんきんネットで打ち出し、今までの職歴などの確認をケースワーカーがサポートすることで記録の発見につなげていきたいと考えております。以上が来年やろうとしている事業のイメージです。

次に資料の10ページをご覧ください。参考資料として未統合記録の現状をもう少し分析してみようということで用意したのですが、今年の3月時点で未統合記録がどうなっているかをお示したものです。

まず、統合済みの記録が1,631万件ございます。それ以外に、ねんきん特別便などによって解明中のものが958万件、今後さらに解明を進める記録が964万件、すでに亡くなられているなど、一定の解明がなされた記録が1,543万件という状況になっております。真ん中の2つの箱は、合わせると2,000万件ぐらいございますけれども、まだ具体的な持ち主の判明の目途が立っていないという記録です。

そこで、これらの記録について分析を試みたものが11ページです。前回の回復委員会にご報告させていただいた、非常に高い年金額が回復された1,000事例の分析から持ってきたものです。これをご覧くださいますと、統合された記録が元々どういう形であったのか見ると、転職によるケースが約3分の1で36%、旧姓名が31%、氏名の読み仮名が違って入っていたというのが20.5%。これらの3つを合わせると全体の9割近くになります。こうした理由で、従来は未統合のままだった記録が見つかった、ということがお分かりになると思います。

現状で、統合されたもの・未統合のものと同対象を比較するために、コンピュータ上で分析を行った結果が12ページです。元々、平成18年6月時点で5,095万件的未統合記録があったわけですが、これらのうち今年の3月末までに統合されたものが1,631万件、未統合となっていて今後さらに解明を進める記録とされるものが964万件、これと同一人であるというような重複していると思われる記録が339万件、これらを合わせまして1,303万件です。この1,303万件と1,631万件に関して、どういう特徴があるかということ、4つの指標で分析をしております。

まず記録の種類です。厚生年金・船員保険の記録なのか、あるいは国民年金の記録なのか右側の棒グラフをご覧ください。統合済みの記録は国民年金が19.4%、厚生年金・船員保険が80.6%。未統合記録の場合は国民年金が11.9%というように、統合済みに比べて国民年金の記録が少なく、逆に厚生年金や船員保険が多いという状況で、統合された記録は、どちらかと言えば国民年金記録の方が多という結果となっております。推察するに、国民年金の場合はご自身で保険料を払うのに対して厚生年金・船員保険の場合は天引きされる、このようなことが影響しているのではないかと推察しております。

年齢につきましては、年齢の低い人ほど統合が進んでいます。他方、年齢の高い方の記録は、なお未統合となっています。棒グラフをご覧ください、40歳未満・40歳

代・50歳代では統合済みが多いのに対して、70歳代以降になりますと未統合の記録が多いという結果になっております。ただし、例えば100歳以上のところをご覧くださいますと、未統合のものが125万件ございますが、現在100歳以上の現存の方は日本で4万5,000人ぐらいですので、これは恐らくほとんどが既に亡くなっておられ、死亡届とかそういうものがきちんと入っていないために、未統合のままになっているという案件も数多くあるのではないかと思います。

資料の13ページです。加入期間の長い記録は統合が比較的進んでおりますが、短い記録はなおも未統合になっているということです。例えば、25年以上の記録はほとんどが今や統合されておりますが、他方1年未満の記録になりますと、未統合の記録の方が多いということが見て取れます。それから、記録の開始時期についても、昭和50年代以降の記録は統合されているものが多いのですが、それ以前の昭和30年代以前ですと未統合の記録の方が多いです。これはご本人の記憶の問題もあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように既に亡くなっておられて、なかなか記録が結び付かないということも背景としてはあるのではないかと推察されます。

資料の14ページは業種別の分析を行なっております。これは未統合となっている1,303万件の中から厚生年金の記録を無作為で1万件抽出し、そのうち現在も適用事業所となっている「現存事業所」と呼ばれる事業所が全体で7,024件ございましたので、その7,024件について業種別に分類し未統合記録の発生割合を分析しております。まず未統合記録の多い業種を右側の表で多い順に並べておりますが、サービス業、小売業、商社、こういう順に未統合記録が残っております。その下は、未統合記録の発生割合が高い業種です。これは表の中央の欄に、昭和45年から平成7年の業種ごとの平均就業者比率を出し、その平均就業者比率と未統合記録数の比率が何倍ぐらいになっているのか、比を取って見たものです。これによりますと、不動産、保険、倉庫・運輸関連といった業種で未統合の発生割合が高かったという分析結果が出ております。

15ページは、未統合記録の多い3業種と未統合記録の発生割合の高い3業種について、先ほどご覧いただいたような、加入期間・記録の開始時期・被保険者数の規模による分析を行なっております。まず加入期間ですが、これは全ての6業種全体について言えることですが、全て3か月以下という期間の短い記録が多いという傾向にありました。16ページは、記録の開始時期について分析をしたところ、これも6業種とも昭和40年代の記録が非常に多いです。ただ、サービス業と保険に関しては、昭和60年以降についても若干割合が増えているという傾向が見られます。17ページは被保険者数の規模別です。まず未統合記録の多い3業種に関しては、大企業から10人以下の企業まで非常にばらついており特に顕著な傾向は見られません。それに対して未統合記録の発生割合の高い3業種について見ると、一番発生率の高い不動産業では、これは10人以下の小さな会社が非常に多いです。それに対して保険に関しては、1万人以上の事業所が多いという結果になっています。以上が、今回、未統合についての分析結果です。資料の

ご説明は以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何か本件のご意見やご質問はございますか。はい、どうぞ。

(三木委員)

4つほどあるのですが、まず1つ目は加入者・受給者の人に何かアクションを起こしてくださいというお願いをして、手間を掛けて何かをやっていただくということだと思います。そういう意味では、ここに至るまでのところで機構としてはやるべきことは全部やったという認識でいいのかというのが1つ目です。

2つ目は名称です。「気になる年金記録確認キャンペーン」という名称は確定しているのかどうかは分からないのですが、「未統合記録の確認キャンペーン」よりは柔らかくていいのですが、あまりインパクトがありません。もう少し例えば、これはジャストアイデアの例でしかありませんが、「自分で確認キャンペーン」とか、「年金記録持ち主確認キャンペーン」とか、もう少しアクションが思い浮かぶような名前にした方がいいのではないかとということで、名称についてはどういう状況なのかをお聞きしたいということです。

3つ目は、最後に説明があった生命保険や不動産業が多いというのは、いったいどういうズレによってこういう浮きが発生しているのかという、具体的な本当の理由というよりは、病状としてどういう病状が現れているのかをお聞きしたいということです。

最後ですが、いろいろな会社の検索システムをねんきんネットの中に入れて、事業所を探ることができるようにするという話があったと思います。これは法人格の名前だけではなくて屋号も当然あるわけです。それに関しては、過去、年金記録回復委員会でも確か議論したことがあるのですが、ねんきん特別便のときに事業所台帳をデータベース化して全国に配るみたいなことをしたときに、東京については確か屋号も収納したデータベースを作りました。それ以外の県でも屋号を収納しているものあって、それが最新のデータベースとしてどういうふうに共有されているのかというのは分かりませんが、可能であれば屋号も入れたらいいのではないかと思います。以上、4つです。

(磯村委員長)

どうぞ、何か。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

最初に、やることをやったという認識でよいのかということですが、来月、中間総括ということをして年金局と整理をしてこの委員会で説明させていただきたいと思っております。その中でまた改めてご説明したいと思っておりますが、今までの記録問題というのは大

きく2つございます。1つは、5,000万件をはじめとする宙に浮いた年金を、どうやって持ち主を探すかという作業です。もう1つは、今、我々がコンピュータで管理している記録が本当に正しいのかどうか、間違えていないのかどうかということを検証する作業、この2つがございます。

持ち主が分からない記録をどのように見つけるかということについてこれまで何をしてきたかという、我々が持っている記録を国民の皆さんにお送りして、ご確認いただくということをやってきました。これにつきましては、ほぼ九十数パーセントの形で処理が終わっております。それから、もう1つの課題、我々が持っている記録が本当に正しいのかどうかということです。この作業につきましては、紙台帳とコンピュータ記録の突合せとか、厚生年金基金記録との突合せというのを今やっております、これはちょうど折り返し地点を回ろうかという段階です。これにつきましては、来年度いっぱいにかかると思われ、もう少しお時間をいただきたいと考えておりますが、それをやれば、我々としては我々が持っているデータについての検証作業というのは終わると考えております。その検証作業を経てもなお、やはりまだ持ち主が見つからない未統合記録については、今、コンピュータの中に入っている記録自体が、例えば昔の旧姓の記録であるとか、違う誕生日になっているとか、名前が違う形で記録されているとか、おそらくそのような記録である可能性が高いと思われまます。これにつきましては、どうしても我々ではなかなかもうこれ以上見つけようがないので、国民の皆様の方から申し出いただく必要があるという認識でおります。以上が一点目の認識という点です。

2番目にこのネーミングにつきましては、「気になる年金記録の確認キャンペーン」というように名付けていますが、これが確定したというわけではありません。資料の1ページのキャンペーンの内容をご覧くださいますと、ねんきんネットで検索できるとか、チェックリストで見てもらおうとか、市町村の現場で生活にお困りの方にサポートしましょうというように、内容が結構違うものが3つ重なっております。これらを総称する言葉として、何が一番その言葉を聞いただけですっとイメージできるかという辺りについては、工夫が必要だと思っております。今ご提案いただいた内容につきましては資料の7ページをご覧くださいと、「年金記録の持ち主を探しています。」という表題になっております。「持ち主を探す」ということを一つの用語として入れ込むことで、一般の方に今こんなことをやっているんだな、ということを知ってもらえるネーミングができればと考えておりますので、この辺については宿題にさせていただきたいと思っております。

3つ目に未統合記録の業種を見た場合どうなのかということです。不動産・生保業において割合が高いですが、これについては結果だけしか分かっていなくて、なぜ多いのかという根拠については推測の域を出ないので、正直申し上げてなかなかコメントのしようがありません。生保業に関しは、以前、生保の営業員の方にそういう記録があるということが問題になったことがございますのでそうした方々ではないかと思っております。不動産業の場合は10人未満という非常に小規模なところで多いということなので、具体

的になぜなのかということについてははっきりとしたことは分かりませんが、いずれにせよ、我々としては、「このような業種では未統合記録が多いので、そうした業種にお勤めだった方は、ぜひご自分の記録を確認してください」というご案内をしたいと考えております。

最後に事業所を探すためのデータベースですが、140万社についてはきちんとデータベースに入っております。これとは別に、今、東京地域において屋号から検索できるシステムを使っており、年金事務所において実際の記録の確認のときにはこれを利用しております。今回のキャンペーンでも、自分の記録を見つけてほしいと申出された場合には、これを活用させていただこうと考えております。ただし、未統合記録の140万社とは別に屋号検索システムを、ねんきんネット上、あるいはホームページ上で公表することがいいのかどうか、これについてはもう少し検討させていただきたいと思っております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。よろしいですか。他に何か。はい、どうぞ。

(斎藤委員)

PRのことでコメントをしたいのですが、経済三団体はそれなりのガバナンスが利いている企業が多いので、そこにPRしてもあまり効果がないのではないかと思います。もう少しクリエイティブにいろいろお考えいただいた方がいいのではないかと思います。ご高齢の方、そしてお亡くなりになった方というのが一番難しいし、多分かなりの件数がそこに埋もれていると思うのですが、地方のお寺とかは地元に着いて、何とかさんが亡くなってお孫さんがどこに行つてとか、みんなよく知っているわけです。個人情報の扱いが難しいとはいっても、そういう方たちにご協力いただくと、随分ヒントが出てくるような気がいたします。個人情報の扱いを例外的に認めるような形で、今までコンタクトしていないところにご協力を仰ぐということはできないのでしょうか。

それから、PRを呼び掛ける資料を送るというだけではなくて、お手間が掛かることだとは思いますが、足でいろいろと行動していただけたらと思います。例えば、ロータリークラブ、ライオンズクラブというのは毎週集会があり、外部の方の卓話を聞く制度があります。そこでいろいろな会合に行つて話をする、それだけでも随分違ってくるのではないかと思います。特に地方の名士が集まるようなところだと、ネットワークもいろいろありますので、意外と大きな波紋があるのではないかと思います。

などなど私が考えられることというのは限界がありますが、もっと皆さんのお知恵を使って、今までとは違うアプローチをしていただけたらと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

ありがとうございました。我々も特に高齢者の方々に、どのようにしてPRするかは今回の課題だと思っております。今、我々が特に考えておりますのは、2ページで具体的に民生委員や児童委員、老人クラブ連合会などが挙げられておりますが、在宅で連れ合いを亡くされお一人で暮らされているような方や介護保険の要支援と呼ばれるような方を想定しております。こうした方々は経済的にも大変で、年金などの必要性も高いのではないかと考えております。そういう意味で、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーですが、こうした方々にパンフレットなどを配っていただいて、在宅でお暮らしの方々に記録を見つけていただくということが、意味があるのではないかと考えております。先ほどロータリークラブやライオンズクラブなどの話もございましたが、こうした方々への協力依頼も大事だと思います。地域型の年金委員やこうした方々を通じて、あるいは年金事務所のスタッフが出かけていき、一緒に年金の話をキャンペーンなどしていくということも考えられると思います。ただ、先ほどお寺というお話がございましたが、実はこの記録の発見作業で難しいのは、多分ご本人でないにご自分が働いた職歴を覚えていないということで、ご遺族からのアプローチは相当難しいと思います。ご自分の親御さんが昔どこに勤めていたかというところまではなかなか思い出せないのではないかと考えております。したがって、高齢者ご本人にアプローチをしていき、ご本人だけでなかなか思い出せない部分をサポートするという仕組みが必要なのではないかと考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(斎藤委員)

「この方はお亡くなりになっています」ということを確認するのは、未統合から統合というか、記録が解明されたということにならないのですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

死亡された方の記録や脱退手当金等を受給された記録の方は、そちらはあまり問題だと思っておりません。むしろ、現在生きておられるけれども、まだ記録が統合されていないことが問題だと思っております。亡くなった方を「亡くなった」と確認する作業自体はやれるのなればやった方がいいのですが、あまり実益のあることだとは思っておらず、むしろ現存していて、その人に記録を結び付けてあげることの方が非常に重要だと思っております。

(磯村委員長)

よろしいですか。はい、どうぞ。

(三木委員)

効果的にPRしなければいけないのは多分その通りです。今までの年金記録関連にいろいろ投じたお金の、最後の総決算的なプロジェクトというかキャンペーンだというようなことから考えると、これで最後に仕上げるための宣伝をしないと、すごくお金を掛けて製品を作ったのに広告を打たないという、そのような話にも近いと思います。基本的には、まだ統合できていないのは昭和40年代以前の記録が多く40歳代の人でもまだまだ統合できていないものがあるのだとすれば、そういう人は基本的にインターネットを使っているのは間違いないです。今は、60歳代ぐらいまでインターネットを使っている時代になっていますから。そういう意味では、予算云々というようなことが常に議論になるのですが、本来的に一番効果があるのはアクセスキーを定期便なり何なりで送る段階のときに、本来であればウェブ上に「あなたの手元にアクセスキーが行くので、今すぐアクセスキーでアクセスしてください」という広告を是非とも打っていただきたい。それは予算といっても、正直言って今まで掛けた予算に比べれば本当に誤差程度という世界で、きちんと効果的なキャンペーンを多少のお金を掛けてやるというようなことが、多分全体の中の費用対効果が数倍どころか10倍とかいう単位でねんきんネットの活用は増えるはずで、是非とも、これは日本年金機構だけではなくて、厚労省ひいては国全体なのか分かりませんが、何とか予算措置をして実行するべきだと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

なかなか広報予算というのは厳しく費用を掛けるのは難しいところがございしますが、年金局とよく相談して、できるだけ多くの方にどうやって知ってもらうか、無い知恵を絞っていいアイデアを出したいと思います。

(磯村委員長)

はい、どうぞ。

(金田委員)

5,000万件の記録の統合等々で、年金局も機構も委員の皆さんも大変これまでご苦労されてきたわけですが、このキャンペーンをまずは(未統合記録が約)1,000万件になったよというアピールをしていかないとまずいのではないかという気がします。というのは、たまたまですが6ページの別紙2で、「年金記録の持ち主を探しています。」の3行目、「しかし、未だ持ち主の手掛かりがつかめない記録(約1,000万件)をはじめ、多数の持ち主不明の記録が残っています」という書き方ですが、「5,000万件の記録問題の解決に向けて云々、4,000万件が解決して残り1,000万件になりましたよ」というようなキャンペーンが、逆に国民にとっては非常に大事なのかなと思います。ですから、

ネガティブな書き方じゃなしに、やはり国民に対して今までやってきたご苦労がきちんと分かるようなアピールの仕方をそろそろやるべきではないかと思いますが、いかがですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

自分から言えないようなコメントをいただきましてありがとうございます。そういう意味から、もう少し言い方をよく考えたいと思っております。10 ページをご覧ください。参考資料1で5,095万件の解明状況というのがございますが、これは今年の3月末時点の状況です。これも来月の中間総括に向けてもう一度整理をし直そうと思っております。5,095万件あった未統合記録が、今本当のところどうなっているのか、例えば、958万件については解明作業が進展中の記録となっておりますが、この中には実際お客様からご回答をいただいて実際に今調べているものもあれば、お客様からご回答をいただけていなくて今もなかなか持ち主の目途が立っていないというものもございます。その辺もよく整理してみたいと考えております。また、一番下の既に亡くなっているなど一定の解明がなされた記録も、亡くなっている方の記録や脱退手当金をもらっている記録など、ほぼ解明がなされたと思われる記録もございますし、この中には一部、上の964万件と同じ人だというような記録もございます。そうしたことも、もう一度7月の時点で整理しまして、「これだけ終わったんですよ」というように説明するのか「まだこれだけ残っているんですよ」というのか、そこは受け止め方もあると思っておりますが、もう一度整理させていただきたいと思っております。

(磯村委員長)

他にございますか。はい、どうぞ。

(岩瀬委員)

「試行的実施」についてお聞きしたいのですが、これは6月から始めるということですが期間はどれぐらいやるのかということと、市町村と県の福祉事務所に対してどういうことをやるのか、あとは年金事務所ではどういう試行的実施をするのかということをお聞きしたいのですが。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今のご質問は、3ページのキャンペーンの試行的実施というところをご覧くださいますと、現在7つの市、町村では2か所、都道府県の福祉事務所では1か所、年金事務所では5か所で行なっております。期間は6月、7月の2か月を予定しております。市、町村、福祉事務所でどういうことをやっているのかと申しますと、実際役場に福祉のご相談に来られた方に対して、6ページ、7ページのチェックリストをお渡しします。併

せて、その場でねんきんネットからご本人の年金記録を打ち出し、実際にこれを対比しながらどこか漏れているところがないか誤りがないかというようなことを実際に見ていただく、ということを試行事業で実施しております。

それから、5か所の年金事務所では、先ほどの6ページ、7ページのようなチェックリストを同封した資料、それと併せてねんきんネットのアクセスキーを入れたダイレクトメールを、それぞれの事務所ごとに5,000人を無作為で選んでお送りしております。この目的は、こうした情報をお送りして、実際にどのぐらいの方が年金事務所に自分の記録はないのか調べてほしいという反応があるのか、要はこのキャンペーンに対する反応率、あるいは調べるときの手順も定めておりますのでその手順で上手くいくのかどうか、こういうことについて調べております。その結果を9月の段階で整理しこの場でもご報告させていただき、実施マニュアルという形にまとめたいと考えております。

(岩瀬委員)

追加で、5,000人無作為で抽出した人たちに対しては、それは試行的実施を今やっているということを謳った文章を入れるわけですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

試行的実施というのではなく年金機構からのご案内ということでアクセスキーを同封し、併せて6ページ、7ページのようなパンフレットを入れることとしており、これが試行というような言い方はしておりません。

(磯村委員長)

他によろしいですか。はい、どうぞ。

(稲毛委員)

3点ございます。まず、記録確認キャンペーンの試行モデルの市区町村を巻き込んでの記録発見支援事業です。最近、生活保護の関係が問題になっていて、多分市区町村の側というのは、コストの関係から給付費が減らせる可能性があるというように、非常にご協力をいただけるのではないかと思います。一方のもらい手については、例えば見つかった年金記録が少額であれば、結果的にその部分が調整されるのでもらえるお金は変わらないとなると、ある意味どうでもいいよ、というように、興味をあまり示してくれないという方も多分見受けられると思いますので、どちらにお願いをするかという問題もあるのですが、よくそのところは市区町村の方にお問い合わせをされた方がいいのではないかと思います。

2点目は確認です。ねんきんネットの未統合記録の検索は個人の3情報から入るものですが、一致した情報がある場合に事業所名を入力するという形になっています。少し

懸念するのが、厚生年金の事業所名の入力を空白にした場合に結果がどうなるのかということ。まず空白にした場合は、その後の検索に進まず弾かれるのか、それとも該当結果がないということになるのか、多分、断片情報を入れたときの結果の表示の仕方にも絡むところがあると思いますので、この辺りのご説明をお願いします。

最後ですが、11 ページ以降の分析は非常に貴重な分析結果だと思います。これをまず国民の方の目によく触れるところに、ある意味公表をするのかどうかという点です。私は、これはなるべく皆さんが見られるような場所に出すのがいいと思います。もし出される場合は、シンクタンクが作った経済レポートのような形ではなく、例えば「昭和30年代、40年代の記録に未統合記録がまだ残っていますよ」とか、そのように一般の方が取っ付きやすい表現方法を工夫していただきたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

最初に市町村での記録発見のサポートです。今お話しがございましたように生活保護の場合には市役所にとってはインセンティブがあるが、生活保護を受けられる方にはないのではないかということですが、1つは年金記録が見つかった場合は過去に遡って年金が給付されます。実際に過去調べたケースでも数百万円以上の高額となるケースが見つかっております。そのようなケースでは生活保護は不要になるというぐらいの水準になりますので、インセンティブがないとまでは言えないのではないかと思います。ただし、もちろん増額が数百円というケースもあり得ますので、そうした場合にはご指摘のようなことも考えられると思いますが、今、現場でモデル事業をやっておりますので、利用者の方々がどういう反応だったかという辺りについては把握したいと思います。

2番目のねんきんネットでの未統合記録の検索についてですが、現在お出ししていませんのは我々のたたき台です。これにつきましては、一度年金記録回復委員会の検討会の場でもディスカッションをさせていただきましたが、今後とも、どういう形がいいのか、また、さきほどご指摘いただいた事業所名が空白の場合にどういう取り扱いをしたらいいのかも含めて、ご意見を聞かせていただきたいと思っております。

最後に、未統合記録の分析ですが、これは回復委員会の資料ですから当然公表もされますが、単に回復委員会の資料として公表するだけではなくて、キャンペーンの大事な材料として出していきたいと思っております。どこで使うかについてはまだ決まっておりませんが、例えば資料6ページのチェックリストの右側に、「約9人に1人、これまでに年金記録が見つかっています」という他に、具体的に見つかった例を載せたりしておりますので、類似例として「実はこういう方が見つかっていません」とか、「こういう業種の方は可能性がありますよ」、というようなことを、上手くレイアウトしてお示

ししていきたいと考えております。

(磯村委員長)

はい、どうぞ。

(稲毛委員)

最初の1点目の質問については、まとまって入るお金があるので、そこにはインセンティブがあると思います。以前、検討会のときに申し上げたかもしれませんが、生活保護が止まってしまうという恐怖感、こここのところのケアがもしかしたら必要なのかもしれませんが、一度止まってしまうと次に取るのが難しいのではないかと、そうすると、ルーティンでもらっているものがいいのではないかと。いずれにしろ、生活保護の方への対応は結構難しいと思いますので、よろしくお願いします。ただ、国の側から見れば、要は宙に浮いた記録が減るわけなのでそこは一生懸命やっていかなければいけないことであり、多分それが目的だと思います。もちろん個人の財産を守ってあげるということもあります、両輪の問題だと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。他に何かございますか。

では、私の方から今までの皆さんのご意見も踏まえて一言申し上げます。三木委員がおっしゃったように、これまで数千億のお金を掛けてきた一種の総仕上げが、この秋、あるいは来年一杯のキャンペーン期間中に実るか実らないかが決まってくるのだらうと思うのです。まだ少し早いとも分かりませんが、もうぼつぼつ、今年の秋からキャンペーンの開始まで、こんな戦術でこんなふうにやってみよう、キャンペーンが始まって実際の効果を見ながら、もし皆さんからのお問い合わせが少なければこうしよう、多ければこうしよう、というような硬軟両用の戦術をお考えいただいて、集中処理期間の26年3月までの間に少しでも効果がたくさん刈り取れるように、状況の変化は分かりませんが、こういう状況だったらこうしよう、ああいう状況だったらこうしよう、というような段取りを、ぼつぼつ考えていく必要があるのではないかとこの感じがしているのですが、委員の皆様はいかがですか。少し先走るかも知れませんが、ぼつぼつそんなことを頭に入れて7月あるいは8月の検討会にでも、一つ材料をお出しいただきますようによろしくお願いいたします。

では、続いて次の議事へまいります。

(尾崎年金記録回復室長)

続きまして資料3に移らせていただきたいと思います。一括適用の利用促進について、日本年金機構厚生年金保険部長から、ご説明をよろしく申し上げます。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

一括適用の利用促進につきましてご説明させていただきます。まず1点目、基本的な考え方ですが、本社・支社間や支店間の人事異動に伴う届出漏れ等により発生する厚生年金の短期加入漏れを防止するため、厚年法第8条の2の規定に基づいた一括適用の利用促進を図っていききたいというのが、この資料の趣旨でございます。

ここで、再度確認的に一括適用とはどんな制度かということをご説明させていただきます。厚生年金法上は、事業所単位で加入して事業所単位で保険料を払うということになっているのですが、一括適用の承認を受けますと、本社・支社を1つの適用事業所とみなし、本社・支社間での人事異動があった際の資格喪失届や資格取得届等の手続きが不要になるということです。具体例を申しますと、事業所単位で適用しておりますと、本店から支店のAに異動した場合は本店で資格喪失をしてAで資格取得という手続きが必要ですが、一括適用でやっいただきますと、本支店間の異動の際に資格喪失とか資格取得の届書を出す必要がなく、またそれに付随したミスが減る、こういった制度でございます。

それで、一括適用するときは承認にかからしめているわけですが、承認の要件としてどういうことがあるかと申しますと、まず1点目として、会社で使用される全ての被保険者の人事や給与等に関する事務が電子計算組織によって集中的に本社で管理されていること、2点目として、届出を原則、電子媒体・電子申請によって行なっていただくことが要件となっているわけです。

この一括適用制度ですが、このように本社で集中的に管理することによって、本支店間の異動時にミスがなくなるということで推奨してきたわけです。現状を数字で追ってみますと、24年4月末ですが、573法人が一括適用を承認申請しておられます。これは本店・支店の事業所数ベースで言いますと1万強、被保険者数で言いますと400万人ぐらいが、この制度を活用なさっているということです。

そのような一括適用をもっと促進していこうということで、今後の対応として、まず一括適用の使い勝手を良くし利用しやすい環境の整備をしていこうということです。これにつきましては現場ヒアリング等を行いました。その結果、一括適用の使い勝手の良さということで、承認の際の添付書類の簡素化ということと、原則として届出は全て電子媒体で出してもらわなければならないこと、これらについて弾力化を図っていきたいと考えております。

1点目の添付書類の簡素化ですが、これは原本を4種類取っているのですが、2種類に簡素化しようということで考えております。現状、要らないものを取っているというわけではございませんが、承認者側の便宜を考えミニマムなもので2つ付けていただく、その他につきましては、事業所調査等に際に確認させていただくということで、簡素化を図っていきたいと考えております。

2点目の届出媒体の弾力化ですが、これは一括適用の場合には全てを電子媒体、電子申請で届出してほしいということをお願いしていたところです。1,000件2,000件など大きな件数でしたら電子媒体で届出する意味もあるのですが、1件、2件のような少ない件数のものまで電子媒体等で届出すると、かえって紙媒体で届出するよりも効率が悪いということで、少数の届出については紙媒体で届出していただいてもいいように、弾力化を図っていきたくて考えております。添付書類の簡素化と届出媒体の弾力化に関して、それに関連する厚年法の施行規則及び関係通知を8月に改正することを予定しております。また、その改正の暁には、事業主様向けのチラシの作成とか機構ホームページの掲載等により、周知・広報を図っていきたくて考えております。

このように環境整備を図っているところですが、それに加え「(2) 事業所の実態把握」でございます。現行、一括適用をしているところは分かるのですが、その他の事業所がどのような形で会計事務をなさっているのか、なかなか分からないところです。今後は各事業所が、本社代わりというか人事をどのような形で管理をなさっているかを把握していこうということです。

資料にも書いておりますが、基本的にはマイナンバー法案の導入に基づき法人番号を付番することを、日本年金機構においても考えております。当然これは法人番号ということですので、日本年金機構の事業所単位による把握とは若干ずれがございますが、法人番号を取得する際に本支店情報も併せて取るということを考えており、本社に法人番号を付けてそのぶら下がりの支店等の事業所には枝番を付けるようなイメージで、法人番号の付番を悉皆的に行なっていきたくて考えております。このような作業は、平成28年に導入が予定されております短時間労働者、いわゆるパートタイマーへの適用についても法人単位で501人以上のところ適用されるということになっておりますので、そちらの作業にも活用するために行っていきたくて考えております。また、法人番号については、ただ付番をするだけではもったいないということで、これを機に法人番号を付番して支店等に枝番を付けて本社と支店を結び付ける際に、「御社における会計はどうなっていますか」と、「本支店ばらばらでなされていますか」、あるいは「本社で集中的になさっていますか」ということを悉皆的に調査した上で、本支店間でどういう形で人事管理をなさっているかということシステム構築に合わせて把握していきたくて考えております。

2つ目として、こうして把握した事業所情報を活用し事業所に呼び掛けていくということを書いております。要は、今まで事業所の人事管理の在り方などの実態が分からなかったのですが、システム構築に伴い分かったということ踏まえ、そのような情報で潜在的に一括適用をやっていただけるような事業所でまだやっていただかないところに関して、営業活動を行っていきたくて思います。一括適用を採用することで届出の誤りが減る、効率化される、事務量が減るということで、積極的に活用していきたくて考えております。

ただし、法人番号の付番は 26 年 6 月予定になっておりますので、それまでの過渡的な期間を何もせずに過ごすのかということ、そういうわけではございません。下の括弧書きのところをご覧ください。上記の取り組みを行うまでの過渡的措置として、各種説明会及び事業所調査の際に事業主様と接する機会を利用して一括適用を推奨する、と書いております。具体的に各種説明会というのは新規適用や算定説明会を考えておりますが、日本年金機構として一番重視しているのは事業所調査です。事業所調査につきましては、4 年 1 巡、どんな事業所でも 4 年に 1 回は調査させていただくということで考えております。現在把握している事業所は 170 万事業所ぐらいですので、4 年 1 巡とすれば年間 40 万件程度です。その 40 万件程度に対して事業所調査を行った際に、一括適用のセールスを行うことを考えております。

資料の裏面です。一括適用というものがある一方、本社管理というものもございます。一括適用事業所の承認要件を満たさない、または要件を満たしていても一括適用の申請を希望されない事業所に対しても、支社等の被保険者の人事管理を本社で一括して行なっている場合には、当該被保険者の社会保険の手続きを本社で一括して行えるという本社管理について、年内を目途に改めて周知を図りたいと思います。これは平成 18 年にも 1 度通知を出しておりますが、認知度が高いとは言い難いところもございますので、改めて職員に対して研修した上で、各事業主様に対して広報していきたいと思います。一義的には承認に係らしめている一括適用で加入していただきたいのですが、何らかのご事情あるいは希望しない事業所に関しても、これを本社管理ということでやっていきたいということです。さらには本社管理を適用した事業所については本社がコンピュータで一括管理しているため、一括適用の要件としての下地がございますので、こちらの方に関しても電子申請をしていただけるように営業活動をしていきたいと考えております。

資料の最後ですが、これは今ご説明申し上げた内容の今後のスケジュールです。事前準備ということで、各ブロックに対して 6 月にヒアリングを行っております。それから、届出媒体の弾力化ということで省令改正が必要と申し上げましたが、こちらは 6 月、今月の 20 日付でパブリックコメントを出しております。それらの結果を受け 8 月に省令改正ということで、年金局の方でやっていただけるというように聞いております。

また、推奨活動ですが、1 点目は社労士会への周知、2 点目は事業主様宛に送る納入告知書のチラシの同封をやっていきたいということ、3 点目はホームページで一括適用・本社管理の周知をする、4 点目は先ほども申しましたが、営業活動として一番効果があり、かつ重要と考えております各種説明会及び事業所調査の際に、これらを恣憑していきたいと考えております。以上でございます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。営業活動という非常に新鮮な響きの表現が出てきて頼もし

い限りですが、何かご意見やご質問がございましたらお願いします。どうぞ。

(梅村委員)

前にも質問したことがあるのですが、本社管理あるいは一括管理で、正社員あるいは長期的な臨時職員は本社で管理するけれども、工場あるいは営業所のような場合に、短期的な人間はそれぞれの現場に任せているという場合が結構あるわけです。その辺についてどう考えておられるか教えてください。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

考え方の整理の最中ですが、原則、先ほども申しましたように、本社管理というのは全員という単位になっておりますので、特段の事情がない限り基本は全員だと思います。本社管理は平成 18 年通知で見ていただいても分かるように、本社の人が出たり入ったりというようなことを想定しておりますので、ローカル採用の方が入っていないというのもあり得べしということで考えております。いずれにせよ先ほどもご説明しましたように、本社管理という考え方も一度整理しようと思っておりますので、そこは現場の職員に対するマニュアルに落とし込むような形でやると同時に対外的な広報もするというように整理していきたいと考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。では、金田委員、どうぞ。

(金田委員)

一括適用あるいは本社管理というのは法律的にもございますので、反対とかそういう意味ではありませんが、非常に懸念されることがありますので、一言発言をさせていただきます。

まずこの目的は、正確な記録の管理というのが一つあると思います。もう一つ大事な視点というのが、適正な適用という視点だと思います。と申しますは、社労士として各事業所対応していますときに、一番大変なのがパートの適用の問題です。現在も4分の3適用というのがあるわけですが、これからそれが2分の1等になっていくと。実は事業主と働くパートさんの短期的な利害が一致してしまうのです。要するに事業主負担はしなくてもいい、あるいはパートさんは保険料が引かれない、こういう中でどうしても適用漏れが発生してしまうのですが、そこで適正な適用ということに非常に苦労をしているというのが実態です。ですから、一括適用という事務効率の部分を優先させて、それでは正確な適用という部分は、どのような対応をしていくかというのは非常に大事な問題なのだろうと思います。一括適用の場合は本社の調査のみ、というようなお話しも伺っておりますし、逆に言うと一括適用だったら、支店の調査が入らないみたいな

ことになってしまうと、逆にそういうことを助長していく政策になるのではないかと、非常にこれは懸念されるところです。

ですから、これをやるためには、逆に一括適用をしたところの調査をきちんとやっていくとかそういうものがなければ、正確な記録も大事ですけど正確な適用というのが一番大事だと思います。もうすでに新聞でご承知かとも思いますけれども、法務省の500か所の登記所の受付業務が民間委託されているわけですが、その委託業者が保険料を過少申告あるいは保険に入れなかったような事例が国会でも追及されているわけです。ですからこれは一括適用がだめと言っているのではなくて、そういう中で適正な適用ということ度を度外視した対応は、それに見合う対応をきちんと考えなければ逆に大変重要な視点を見逃してしまう可能性があるのではないかとということです。実際現場の対応というのは、「法律であるから入りますよ」「はい」と言って事業主さんが聞くわけじゃなしに、大変な思いをし、説得して入れているわけです。ぜひ、そのあたりをきちんとご理解いただいた政策にさせていただきたいということで、1点だけお話をさせていただきました。

(磯村委員長)

ありがとうございます。どうぞ。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

ありがとうございます。ご指摘の懸念につきましては当然我々も共有しているところです。本社管理ということであれば、基本的には本社に行くということですが、パート適用の拡大等ございまして、適切に適用されているかというのはますます重要性を増しているわけです。当方といたしましても、例えば日本橋の本社を調査して、支店が北海道だったら日本橋から北海道まで行くのかということ、決してそういうわけではなく、制度上は、その管内の年金事業所に委託して調査してもらうという制度もございます。この制度は、必ずしも今現在活用されているとは言えないところもございまして、一括適用等の拡大を機としてそのような形の出先に対する委託調査みたいなものを含め、現場において最末端における原資料も見えていくということで、必要に応じ精度ある調査を確保していきたいと考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。はい、どうぞ。

(三木委員)

主な論点が2つあります。1つは本社のマスターの管理ということです。法人番号が付番される前に準備をするということは、1巡に4年掛かるということからすると非常

に良いことだと思います。現時点では法人番号はないわけで、どこかの事業所を調べに行ってそこが本社だと思ったら、本当は1つの本社なのに2つ本社があるみたいなことになって、後々全部法人番号と付け替えようとしたときに紐付かないということになって、それをまた全てチェックするみたいなことは非常にばからしいので、マスターをきちんと管理しておく必要があります。とにかく本社のマスターのデータベースを調査に行く人が全員共有できるようにして、誰がデータベースを上書きするのかという手順を明快にするのは非常に大事だと思います。そのときに何かしたらのIDは振らなければいけないので、今、本社に振られる事業所整理記号番号で取りあえず代替するということもあるのだと思います。ただし、全部で170万のIDでマスターとして足りているのかよく分からないところもありますので、例えば民間の信用調査会社のナンバーは、普通の大企業の売掛金の管理などに通常に使われていて一般的なID体系はありますから、それを買うというようなこともあるかもしれませんが、何かしらのID体系を引いて、是非ともマスターをきちんと管理するように検討していただきたいということです。

2つ目ですが、現状、各事業所で滞納処分票を紙ベースで全部管理しているわけですが、これを引っ張り出したりするのも非常に面倒くさいということもあります。できればこのDBに、本来であれば何文字か入れられるようにするという工夫ができてもいいのですが、それが難しいのであれば、せめて滞納処分票の発行した日付と滞納処分票にIDを振って、ここにはこういうIDの滞納処分票が紐付いているという程度の情報管理は、データベースのフィールドを増やすだけの話ですので別に難しいことではありません。系統的に難しいということは全くないので、早い段階できちんとそういう定義をしてシステムの中に入れ込んでもらいたいと思います。

また、可能であれば、ついでに一括適用か一括適用ではないのか、電子化したかしていないのか、電子媒体申請をしているのかしていないのか等も、付加情報として多少取れるというフィールドを作っておけばいいと思います。更にもう少し付け足すと、空のフィールドを10個ぐらいでも最初から定義しておき、後々何かデータを入れたくなったら、そこに好きなものを放り込めるような準備をしておいてもらいたいと思います。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

三木委員からは常に言われておりますように、真水でなければいけないということは重々承知しておりますので、入力するときの情報の管理とかその重複ということについては、ご指摘を踏まえまして重々留意していきたいと思います。

それと、一括適用かどうか、本社管理かどうかという情報は一番肝の情報でございますので、当然フィールドを設けてマルを付けるなり何なりということで管理していきたいと思います。

空フィールドにつきましても、別に支障があるわけではございませんので作っていきたいということですが、滞納処分票の管理については、別に債権管理系のシステムがあ

りそちらとの兼ね合いもございますので、ご指摘を踏まえ検討させていただきたいと思
います。

(磯村委員長)

ありがとうございました。はい、どうぞ。

(稲毛委員)

こちら厚年法施行規則及び関係通知の改正ということで、厚年法上の一括適用・本社
管理ということだと思いますが、各保険の関係です。特に、もともとの一括適用制度が
できたときは、政管健保時代、それから協会けんぽに変わって都道府県ごとに保険料率
が変わってきたところですが、そういう中で健康保険との兼ね合いはどうかという
ことです。併せて営業活動をされていくということで、当然いろいろなご質問が事業主
から出るのだと思いますが、事業主さんが一番懸念されるのは、他の保険がどうなるの
かということです。労働保険・雇用保険、当然質問が出てくると思うので、内容によっ
てそこまでは答えられないというものもあるのかもしれませんが、一括適用の利
用促進という観点からは、きちんと答えられるようになっていかなければならないので、
その点をお願いします。

もう1点、金田委員からもご指摘がございましたが、私も現場の把握というのは非常
に懸念しております。幸い、今は被保険者ごとに住所のお届けがありますので、本社管
理の中からは枝の支店の部分をどう把握するかの届出までがどうなっているのかとい
うのが分かりませんが、これは当然把握するのであろうと思えます。把握し切れない場
合でも、当然、被保険者の住所を追っていけば、ここにおそらく事業所があるのであろ
うということが推認されるわけですから、先ほど言った4年に1度の事業所調査は、本
社管理であっても一括適用であっても事業所ごとに行うという姿勢を明確に示してい
かないと、せっかくの今回の法改正の意味もございません。また、現在でも4分の3適
用の部分で社会保険に入っておられない方がたくさんいるわけですから、その辺りがあ
る意味有耶無耶になりかねない、制度が後押ししかねないという懸念があると思えます。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

1点目のFAQ的な話ですが、これは当方も懸念しているところです。調査した事業
主様に分かりやすい資料を渡すということ、いわゆるパンフレット・商材みたいなもの
を作りますが、当然セールスする者も内容を理解していないとだめなので、FAQみた
いなものは作った上で研修することを考えております。これは悉皆でやるかどうかは分
かりませんが、少なくともコア要員みたいな方には研修して、その方を核にやってい
ただくというような形での研修はやっていただきたいと思えます。

2点目でございますが、現場の実態がどうなっているかの把握は、先ほどもお答えさ

せていただきましたように、一括適用につきましても実態把握するべく、調査の上で工夫をしていただきたいと思います。以上でございます。

(稲毛委員)

直球でお答えをお願いします。健康保険との兼ね合いはどうか、労働保険との兼ね合いはどうか、雇用保険との兼ね合いはどうか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

現在調整中でございます。

(稲毛委員)

すぐに調整してください。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。

では、私の方から参考までに1つ教えてください。先ほど「一括適用は、現況では約550の法人数が」というお話がございましたが、この550の法人数を所管している年金事務所の数、一括適用の経験のある年金事務所の数というのはいくつございますか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

まず先に数ですが、正確には573法人です。手元に資料がございませんが、これらの法人は東京・大阪の特定年金事務所に集中しておりまして、そんなものは見たこともないという年金事務所は結構な数に上るのではなかろうかと思えます。

(磯村委員長)

ざっと見ても、恐らく、年金事務所312のうち10あるかないかだろうと思うのです。そうすると、残り300の年金事務所は一括適用を触ったこともないというところばかりなので、先ほどから委員の皆さんのご意見が出ております研修だとか、営業活動だとか、資料だとか、諸々のことを全くの未経験を相手にいろいろお考えいただくということ、一つ念頭に置いていただきたいと思います。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

先ほどからご指摘いただいている通り、私個人の意見としましては、一括適用についても研修を職員に対して行うことを考えているのですが、これに関しては逆に一括適用がない所に対して行うことが重要と考えております。なぜかと申しますと、自分の所管のところは一括適用の法人がなくてもその営業所なり支店があるわけですから、一括適

用の本体があるところから「ちょっと怪しいので、現場を見てきてくれ」ということも当然これから出てまいります。そういう意識は、所管しているところよりも所管していないところが重要という認識でおりますので、そこは遺漏無きよう、やらせていただきたいと考えております。

(磯村委員長)

いくつの年金事務所が経験しているのかは十分調べておかれた方がいいですよ。では、他はよろしければ、次の議事に移りたいと思いますが、よろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

続きまして議題の4番目の事業主と機構の在り方につきまして、引き続き岡村厚生年金保険部長の方から、よろしく願いいたします。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

「年金記録問題の再発防止に向けた事業主の方と機構の在り方について」ということです。これは新機軸というよりは今までもやってきたことですが、これからはこういう体系の元で再度引き締めてやっていきたい、というようなスタンスということでご理解いただきたいと思っております。

上に2つマルがございますが、事業主の方の理解と協力を得ることが、社会保険制度の事業を円滑に運営するためには必要というように考えております。これは、その時期ごとに応じた、今はこれをしてくださいよとか、これを気を付けてくださいよ、ということを広報するということがあります。一般には認知度が低いような制度についても広報していくことが大事なのではないかと考えております。

また2つ目のマルでございますが、記録問題の再発防止ということから、各種届出の漏れや誤りを未然に防ぐ必要がございます。以下のような取り組みを考えているところです。下に4つの四角がございますが、これがいわゆるPDCAサイクルのつもりです。左上が「Plan」です。右上が「Do」、右下が「Check」、左下が「Act」ということですが、企画・実行・測定・改善ということで順番に回しつつ、不断に改善を図っていききたいということです。

その内容につきましては、別紙と書かれた裏面をご覧ください。現状の課題ということで、年金記録問題の再発防止に向けて、以下のような課題を解消する必要がある、と書いております。これは限定列挙ではございませんが、あくまでこういった話題ということです。他にもいろいろあろうかと思っておりますが、例えば資格取得届受付時の身分確認の徹底ですが、これはいろいろ騒がせている話題がございますので、重要であろうと思っております。また、先ほどご説明させていただいた一括適用及び本社管理、電子媒体申請の普及・拡大と続きます。4点目は、届出にあたって漏れや誤りの多い事例に対する注意

喚起ということですが、こちらは事務所調査をさせていただいたときに、漏れや誤りの多い事例や間違いの原因について、再度広報させていただきたいということです。その他にも70歳到達時の喪失届や2以上勤務者など、こういったことについても、必ずしも制度の認知度が高いと言えないところがございますので、広報していきたいと考えております。

そういったものをどういった形で広報していくかということで、運用上の対応策です。上記の課題の内容を、分かりやすい文書での広報媒体及び事務処理マニュアル等の策定を行うということで、事業主の方にご説明するというのもあるのですが、部内の事務処理の通知がばらばらに出ているため、それが必ずしも体系化されていなかったり職員においても認知度があやふやであったりということがございますので、そういったものの事務処理マニュアルを作り、職員教育もしつつ対外的な広報に努めていきたいと思っております。当然のことながら、研修等によって意識改革も伴うということで考えております。

その方策として5点ございます。まず、先ほど一括適用のところでもご説明させていただきましたが、やはり一番大事なのは新規適用説明会及び算定基礎届出説明会、これらの開催頻度の拡大を図って、そういったところで周知していくことが大事だと思います。2点目でございますが、これが一番の肝でございます。4年に1回実施する事業所調査の際に周知・勧奨を行なっていくということで、パンフレットを配ったり説明をしたり営業をしていきたいということです。3点目は、機構ホームページ内の事業主向けコーナーに、そういった記事を充実します。4点目は、納入告知書へのチラシ同封です。これは従来から行っているわけですが、これも引き続き継続していきます。方策の最後でございますが、年金局と連携して、商工会・ハローワーク・社労士連合会等の関係団体への周知及び協力要請を行うということを考えております。

なお、事業所に勤務する従業員の方の各種届出については、事業主の方に届出の義務があり、正しく届出をしていただく義務があるということを今後は強調させていただきたいと考えております。

以上のような方向性により、マニュアルの作成・広報あるいは職員教育を行った上で、秋口を目途に順次上記の課題について実施していきたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご意見やご質問はございますか。はい、どうぞ。

(三木委員)

網羅的にPDCAサイクルで管理するというのは非常にいいことだと思いますが、実際ここから掘り下げていく中で非常に大事なのは、届出漏れと届出誤りの多い事例はどのようなことなのか、優先順位を付けて一個一個きちんとどのような対応をするのかということを決めていくことだと思います。その中で非常に抜本的な方策というのは、そ

もそも人がパンチ入力をしたりチェックしたりするということが間違いで、その結果手戻りになったりするということもあるので、できる限り事業主から機構の内部の処理までの一連のフローをとにかく電子化することです。さらに、誤ったデータが入ってしまうと非常にややこしくなるので、年金事務所が使用しているチェックツールを全部ウェブ化して、事業主が何か届書を作るときには、基本的にはそのチェックツールで間違っているデータはその時点ではじく。どうしてもツールではじけないものに関しては、ツールを通っていないものとして別途事務所で受け付けて人間が重点的に管理する。できる限り人の手でやることは減らしつつやることはしっかりやる、というようにしていかないと、色々やったが効果がなかったということにもなりかねないので、できるだけメリハリを付けて対応していただきたいと思います。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

先ほど一括適用の部分でもご説明しましたが、電子媒体を遡るというのも、一括適用を遡る目的の一つでございます。届出された電子媒体を処理するときの処理フローのこともございますが、関連部署とも相談しつつ適宜やってまいりたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(廣瀬委員)

4年に1回の調査はこれからやるわけですが、最近数年間、年金記録問題があったためにやっていないわけです。調査をしていなくても職員は目いっぱいやっているように私は感じています。調査をやると作業的なボリュームが非常に多くなると思いますが、実は調査後の処理もかなりあるはずで。例えば、届出の漏れや届出内容が違った場合などですが、職員の作業量的に見て調査はできるという裏付けは取られているのでしょうか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

結局、現在の事務量の中で回していくしかないということは事実です。事業所調査といいますが、算定基礎調査のような軽微なものから総合調査のような大掛かりなものまでございますが、そのようなものを使い分けつつやっていくしかないのかなと考えております。どのように使い分けていくかといいますと、事業所の社会保険に対する理解度やコンプライアンスのレベルなどを勘案しつつ、理解度が低い、あるいはコンプライアンスが低いところに対しては、重点的な調査をします。過去の接触履歴からコンプライアンスが高いと見られる事業所については、軽微な調査という形で限られた事務量の中で有効な事業所調査をやっていきたいと考えております。

(廣瀬委員)

例えば、算定基礎を利用した簡易な調査で何か届出漏れなどを見つけた場合、算定基礎の受付は時間的に限られていて十分に掘り下げたところまで調査はできませんから、後で改めて総合調査をするというスタイルを取っておられるのでしょうか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

明示的に指示を出しておりませんが、例えば本部に上がってくる個別の案件で、重要なものについては追加で調査をしているものもございます。基本的には、事務所あるいはブロック本部が事務量の範囲内で優先順位を付けていると思います。先ほどもご説明したように、パートタイマーの適用拡大が今後行われますので、適用事業所の未適用問題の端緒になるようなものが出てきた際には、再度調査するというような方向で今後指導を行なっていくよう検討していきたいと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。はい、どうぞ。

(稲毛委員)

前々から気になっていたのですが、一応「旧社会保険庁時代のものです」と書いてありますが、日本年金機構のホームページに旧社会保険庁時代の副読本が載っています。確認したら、平成21年度時代のもので、そこについては「数字が変わっていますので、注意してください」と書いてあるのですが、これを利用する方のことを考えていただきたいのです。これを利用する方というのは、「よく分からないから行政が提供しているものを使って自前でやろう」という方だと思うのですが、よく分からないから「どこが変わっているか」ということが分からないわけです。そうすると、間違ったことを教えてはいけないから、多分これは使われないと思うので、どれぐらいダウンロードをされているかは分かりませんが、差し替えるのか撤去をするのかご検討いただきたいと思います。著作権の問題か何かあるかもしれませんが、わざわざ旧社会保険庁時代の使われのないものを置く必要がないと思います。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

ご意見として関連部署にお伝えさせていただいて、検討したいと思います。

(磯村委員長)

他にございますか。はい、どうぞ。

(梅村委員)

廣瀬委員の質問に関連する話です。新規適用説明会あるいは算定基礎届説明会の頻度を拡大するという事は題目としては分かりますが、年金事務所によっては、説明会の開催が隔月であったり、やらなかったりやったり、というようなこと、あるいは算定基礎の説明会も自分のところでやらずに、社会保険協会へ頼んだりということをしていきますので、もうちょっと具体的にどうするのかという指示を出さないと、これはお題目だけになるのではないかと危惧します。よろしくをお願いします。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

具体的には記録問題で倉庫や会議室がいっぱいで所内で開けない、所外で開こうとしてもお金がないという声も聞いておりますので、できるだけ予算上の措置もしたいと思います。全く開催していないというのは若干問題であると思っておりますので、ご指摘も踏まえてヒアリングをした上で対策を考えていきたいと思っております。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。はい、どうぞ。

(斎藤委員)

事業主としてこの場で申し上げることではないとは思いますが、どこで申し上げたらいいのか分からないので、経験から一言お話しさせていただきます。社労士の先生方がいらっしゃる前で恐縮ですが、社労士に頼んでも間違った情報が来たりすることがあります。というのは、社会保険労務士の資格というのは非常に難しく、また大変広範な知識がなければいけません。社会保険関連だけに特化した先生はそうそういらっしゃるわけではないので、社会保険だけに特化した資格とか何かできたらいいなと常日頃思っております。そのような資格試験ができればいいというのが一つ。

それから、社内で総務の担当者に、「これだけのことが分かっていたら担当者になれますよ」というような、簡単な資格テストのようなものを作っていただけるとありがたいなと思っております。以上です。

(磯村委員長)

なるほど。いかがですか。

(廣瀬委員)

社労士のことが出てきたので私の方から一言申し上げます。今の斎藤委員が言われた間違った情報というのは、多分あるかなと思っております。今の資格の問題で、年金に特化した年金マスターというものがあるのですが、年金の知識があっても適用関係などの事務

的な作業というのは必ずしもうまくいかない場合があるのです。大きく分ければ、社会保険の関係と労働の関係と2つあり、その得意不得意というのはありますが、年金事務所だって間違えて答えを出す場合もありますので、専門家として仕事をしていても間違える事があります。これは、制度的あるいは実務的に複雑過ぎて、限界を越えている部分があるのではないかというのが私の結論です。だから、年金制度がどのようになっても、実務的な複雑さが解消されない限りは、間違いは続くであろうと思います。現に事務処理誤りがあったのですが、これは専門家である社労士がやったとしてもそういうことになると思います。おそらく税関係とか他の士業の関係より間違える分量や項目は多く、それは能力の関係ではないと思います。実務上の問題をクリアしない限りは減らない。だから、年金制度だけではなくて、私は研究会とかそういう場でやるべきだなという考えを持っています。以上でございます。

(磯村委員長)

はい、どうぞ。

(金田委員)

各士業はいっぱいありますね。その中で弁護士さんでもそうだろうし、司法書士さんでも税理士さんでも間違えることはあるので、間違える人には頼まないという選択が必要かなと思います。従いまして、やはりトータルで労働あるいは雇用・年金・健保あるいは基準法の関係、全て労働社会保険諸法令をやっているのは社労士ということになりますので、そのあたりはぜひご理解をいただきたいと。ぜひ断っていただきたい。

(磯村委員長)

会長さんみずからご答弁をいただきまして恐縮でございます。ただ、今の斎藤委員のご提案の中で、「事業主の担当者は最低これだけは知っておいた方がいい」というのは、非常にいいように思うのですが。私も、事業主の立場を半分背負っているものですからかねがねそう思っていたのですが。三木委員、いかがですか。

(三木委員)

担当者向けのハンドブックみたいなものを取りあえず読んでおけ、ダウンロードをしておけというだけでも、ずいぶんいいかなという気がします。

(磯村委員長)

何十ページもありませんから、こういういいことをやろうとしていらっしゃる側面材料として少しご検討いただけませんか。社労士として何か他にございますか。

(稲毛委員)

社会保険は大きく分けて労災の請求関係と年金の給付関係がわりと専門的な知識が必要です。例えば、先ほどの年金マスターのようなものがあるのですが、「社会保険」という括りはないので、確かにそうだなと思ってお話を伺っておりました。

あとは、頼まなければいいということですが、一開業社労士として、専門がいろいろ分かれてくる部分があります。連合会で社労士検索ができるようになっております。そこで取扱業務というのがありますので、そちらをご参考にお選びいただけますと助かります。

(磯村委員長)

その辺の話題はこの程度にしておきましょうか。他はよろしいですか。それでは、続いて次の議事をお願いいたします。

(尾崎年金記録回復室長)

続きまして5番目の議題ですが、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ状況の定例報告につきまして、伊原記録問題対策部長からご説明をよろしくお願いたします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

2か月に1度、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ事業についての進捗状況をご報告しておりますので、資料5に基づいてご説明したいと思います。

2ページのグラフをご覧ください。5月末で3,670万人の方について、受託事業者レベルで作業が終わっております。通知の発送件数は、訂正通知は48万4,393人となっています。この表をご覧くださいと、3月から5月にかけて伸びが鈍っております。これは、通知の発送をもっと体制強化をするために、4月1日をもちまして新たに30の事務センターに通知を発送するための体制を設けました。人員も大幅に増強したのですが、増強した人はみんな新規の方なので、4月は研修のために事実上、生産がほとんどできませんでした。このようなことから、3月末に比べて5月末の結果があまり大きく伸びていないという状況ですが、体制強化の元々の目的は通知の発送能力を高めるためのものですので、今後もっと高い水準で上がっていくというように見ております。

1ページは具体的な進捗状況です。審査開始件数は約3,977万人、審査終了件数は、受託事業者の終了件数で見ると約3,670万人、うち一致が約3,327万人、不一致が約342万9千という数字になっています。年金回復見込額ですが、平均で年額1万2,400円となっております。前回の3月末が1万1,800円でしたので、600円ほど上がってきております。次第に上がってきているのはなぜかと申しますと、「記録判明」といわれる新しい記録が見つかるケースについて、職員側の審査が進んでいるためだと思われます。そちらの結果が上がるにつれて金額が上がるという状況です。ご本人への通知の発

送状況ですが、記録訂正が48万4,393件、記録判明が4万6,110件です。これに対するご本人からの記録訂正の回答件数が40万3,298件、記録判明の回答件数が3万1,215件です。予想外だったのは、記録訂正の回答率が83%ということで80%を超えてまいりました。モデル事業では75%ぐらいの回答率でしたが、その後、いくつか封筒の工夫とかいろいろ行っております。また、督促も行っておりますが、当初の想定より高い数字が出てきたなと思っております。以上でございます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご質問はございますか。評価としては順調というように理解してよろしいですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

作業のスピードは予定よりも速く進んでおります。

(磯村委員長)

ということだそうでございます。よろしければ次へまいります。

(尾崎年金記録回復室長)

続きまして6番目の最後の議題になりますが、基金記録と国記録の突合せの実施状況についてです。資料6-1と6-2を続けてご説明させていただきたいと思っております。冒頭お話しさせていただきました通り、企業年金国民年金基金課長が本日は別の会議で不在ですので、事務局の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

資料6-1をご覧ください。23年の12月末時点での基金突合せの状況です。資料6-1では初回の報告と今回の報告というように分けてお示ししておりますが、むしろ3か月前の前の報告と比べた方がどのぐらい進んだということが分かると思っておりますので、大変恐縮ですが前回報告時の数値については口頭で補足させていただきます。

2番目の①ですが、記録整備が完了した人数は初回の3,300万人から今は3,452万人で、3か月前と比べると11万人増えております。率で見ると前が92.2%でしたが今回は92.5%で0.3%上がっております。

一方、②の記録整備中の人数ですが、初回の報告に比べてかなり減っております。436万人から279万人ということでかなり減っておりますが、3か月前のデータと比べると人数ではマイナス13万人で、率はマイナス0.3%というような状況になっております。数字で見ると、着実に増えるところは増え、減るところは減っているということが言えると思っております。

一番下の各厚生年金基金と企業年金連合会の内訳ですが、アが個別の厚生年金基金、イが企業年金連合会とそれぞれ割合を出しております。初回報告に比べると、これも格

段に両方とも上がっています。3か月前のデータと比べますと、数字はここに書いておりませんが、アの各厚生年金基金は87.5%から88.3%、プラス0.8%で、これも着実に一步一步進んでおります。企業年金連合会の方も、93.6%から93.8%で0.2%増えております。

次のページは省略をさせていただきます。最後の別紙2です。こちらは次回の委員会でご審議いただく事項とも関連しますので、簡単に触れさせていただきます。突合せの記録整備完了割合別基金の数ということで、個別の基金の状況で見てどうかというのをまとめたものがこの資料です。記録整備完了割合が50%以下の基金は、3か月前は23基金でしたが今回は17基金ですので、6基金減っております。一方で記録整備完了割合が50%以上の基金が増えております。特に完了割合が90から100%の基金はプラス33基金ということで、かなり進んでいる基金も多いという形になっております。基金記録の突合せにつきましてはこうした状況を踏まえ、来月の年金記録回復委員会でさらにご審議をいただく予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

引き続きまして資料6-2を柳樂部長の方からご説明します。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

資料6-2でございます。厚生年金基金あるいは企業年金連合会で、国の記録と基金の記録の突合せをしていただき、不一致ではないかというものについて機構に調査依頼を出していただくことになっております。資料6-2のデータは、機構に調査依頼があったものについての機構での処理状況のご報告をするもので、今回は5月末時点での数字をご報告しております。5月末時点での受付の累計の件数ですが、表の左端の欄の一番下のマスにございますように367万件ということです。以前、2月末時点での数字をご報告しましたが、それと比べると15万件ぐらい増加しております。このうち一次審査が終了したものの件数は、真ん中の欄の上に横書きになっておりますが、367万件中334万件あまりという状況です。受付件数累計に対する比率が91%で、初めて90%を超える状態に到達いたしました。2月末は85%でしたので、6ポイント程度、さらに進んでいるということです。その結果、まだ一次審査が終わっていないものの数ですが、表の右端の欄の一番下にございますように、33万件弱ということで、3か月前と比べますと21万件程度の減少という状態です。機構からは以上でございます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何か本件についてご意見やご質問はございますか。特によろしいですか。

これで予定の議事は終わったわけですが、次回は7月24日火曜日になります。先ほども一部お話しがございましたように、記録問題の中間総括めいたご報告がいろいろあるかと思えます。そのため、時間的には今日よりもかなり長くなるかと思えますので

よろしくお願いいたします。また、その間、7月中には粗ごなしの実務検討会も開催したいと思っておりますので、委員の皆様は再々でございますが、よろしくご協力をお願いいたします。

特に何か他にございませんようでしたら、これでお開きにしたいと思いますが、よろしいですか。それでは、長時間、ありがとうございました。

(了)